



横浜市からのお知らせです

償却資産申告書の提出は横浜市償却資産センターにお願いします！ (提出期限は平成29年1月31日(火)です！)

【提出先・問合せ先】

横浜市償却資産センター
〒231-8343
横浜市中区真砂町2丁目22番地
関内中央ビル10階
TEL:045-671-4384 FAX:045-663-9347
受付時間 午前8時45分～午後5時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)
URL: <http://www.city.yokohama.lg.jp/>

【よくあるご質問】

- Q 申告書にマイナンバー又は法人番号を記載する必要がありますか？
A 平成28年1月1日以降にご提出していただく申告書については、個人の方はマイナンバー、法人の方は法人番号を申告書に記載していただきます。
- Q 当社は横浜市内の複数の区に事業所を持っています。申告書は全市分を1枚にまとめても良いですか？
A 資産が所在する区ごとに申告書を作成し、全て償却資産センターに提出してください。

『横浜みどり税』について

法人
年間で
均等割の
9%

平成21年4月1日から平成31年3月31日*までの間に開始する事業年度の法人市民税均等割について、標準税率に9%相当額を上乗せして申告納付をお願いしています。
なお、平成26年4月1日以降に開始する事業年度からは、法人税割が課税されない法人を含むすべての法人に、横浜みどり税をご負担いただいています。
※中間(予定)申告についても「横浜みどり税」の対象となり、申告納付が必要となります。
※申告税額が異なることが判明した場合は、更正(地方税法321条の11)の対象となりますので、ご注意ください。

法人市民税に関する申告先・お問い合わせ先

横浜市 財政局 法人課税課 法人市民税担当 ※こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」は、お取り扱いしておりません。
〒231-8316 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル9階 電話:045-671-4481
受付時間:午前8時45分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)



神奈川県からのお知らせです

創業者、中小企業者のための支援施策活用ガイド(平成28年度版)について

概要

創業を目指す方や県内の中小企業者の皆様を応援する、県、市町村、国、民間支援機関等の支援施策を取りまとめました。総合的な相談窓口の紹介から、金融、創業、技術、経営、人材、立地といった課題別の支援までニーズに応じた施策・事業を紹介しています。



県中小企業応援キャラクター
「すくすくん」

どんな支援があるの? どこに聞けばいいの?…疑問にお答えします!!

○ 支援施策の内容

- ・補助・助成 …… 各種の補助金や必要経費の一部に対する助成。その他優遇措置など。
- ・情報提供・相談 …… 専門家等による相談指導、またホームページ等からの情報提供など。
- ・専門家派遣 …… 派遣されたアドバイザーやコンサルタントによる相談支援・指導など。
- ・セミナー・交流会 …… 各セミナー、研究会、交流会、フォーラム、工業見本市の開催など。
- ・融資・保証 …… 特定の利用資格を満たした方への融資や保証業務など。
- ・施設等貸与 …… 創業者や企業家向けのインキュベーション施設への入居支援など。
- ・その他 …… 上記6つに分類できない支援施策。

※詳しくはホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3660/>) をご覧ください。

神奈川県 支援施策活用ガイド 検索

お問い合わせ先: 神奈川県産業労働局中小企業部 中小企業支援課中小企業支援グループ
TEL (045) 210-5558 FAX (045) 210-8872